

東京都ダンススポーツ連盟  
競技会開催に関する内規

2010年5月15日 理事会

(目的)

第1条 本内規は、東京都ダンススポーツ連盟（以下「本連盟」という）の加盟団体及びブロックが、JDSF公認・承認競技会（以下「公認競技会」「承認競技会」という）を開催する際に、遵守すべきことを定めるものとする。

(競技会の開催)

第2条 競技会の開催とは、主催、主管、共催のほか、後援、協力等により、競技会を行うことをいう。

(開催の承認)

第3条 加盟団体及びブロックが、公認・承認競技会を開催する場合は、本連盟の承認を得なければならない。

(規則・規程の遵守)

第4条 加盟団体及びブロックは、公認・承認競技会を開催する場合、JDSF競技規則・競技関連規程及びJDSF競技会主催者へのガイドラインを遵守しなければならない。

(開催回数)

第5条 加盟団体は、原則年1回公認競技会を開催することができ、且つその開催に努めるものとする。但し、地域体育協会等との関係等により別途公認競技会を開催する必要がある場合は、その限りではない。

2. ブロックは、年1回公認競技会を開催しなければならない。

(翌年の開催予定)

第6条 加盟団体及びブロックの翌年の競技会開催予定は、本連盟を通じて関東甲信越ブロック運営委員会で調整を行った上で、JDSFに報告する。

なお、上記予定については、JDSF、関東甲信越ブロック及び本連盟主催競技会と原則同日開催とならないように留意しなければならない。

(競技区分)

第7条 加盟団体が開催する原則年1回の公認競技会の競技は、JDSF全日本統一C級又はD級並びに1～3級及びシニア系競技とする。

2. 第5条第1項により公認競技会を複数回開催する場合、前項以外の競技会の競技は原則1～3級以下及びシニア系競技とする。

3. ブロックが開催する公認競技会の競技は、JDSF全日本統一C級以下とし必ず3級戦を行う。但し、本連盟が認めた場合に限り、A級又はB級を追加することができるものとする。

(審判員)

第8条 加盟団体及びブロックが開催する公認競技会の審判員の数は原則次の通

りとする。

(1) B級以上は7名

(2) C級以下は5名

(エントリー手数料)

第9条 加盟団体及びブロックが開催する公認競技会のエントリー手数料は、次の通りとする。

(1) 加盟団体が開催する公認競技会（区市大会）

1区分 5,000円、追加1区分3,000円

AB級 5,500円

(2) ブロックが開催する公認競技会（ブロック大会）

1区分 5,500円 1、2級 5,000円

追加1区分 3,000円

(3) 3級戦は1区分 3,000円

(認定料)

第10条 ブロックが公認競技会を開催した場合、ブロックは本連盟に対し、ブロック大会認定料として次の金額を支払うものとする。区市がAB級を行う場合も同様とする。

申込組数×500円（3・2・1級に関しては不要とする）

(更衣室の設置)

第11条 加盟団体及びブロックが競技会を開催する場合、選手控室の他男女別の更衣室を設置するものとする。

(救護)

第12条 加盟団体及びブロックは、競技中に発生した事故の応急処置を行うため、救護担当者を待機させるものとする。

(協力)

第13条 加盟団体及びブロックは、他の加盟団体及びブロックが開催する公認競技会が円滑に実施できるよう、相互に協力するものとする。

(解釈)

第14条 本内規の解釈については、理事会の協議のうえ決定する。

(改定)

第15条 本内規を改定する場合は、理事会の決議によるものとする。

附 則

1. 本内規は、2010年5月15日から施行する。

2. 2014年9月6日改定

3. 2020年4月25日改定

4. 2021年1月9日改定

5. 2023年12月2日改定